

景気安定化政策としての消費税減税

顧問(政策研究大学院大学 名誉教授)井堀 利宏

リーマンショックの国際金融危機やコロナ危機のような大きなマイナスショックに際して、わが国をはじめ、多くの先進諸国で裁量的な財政出動が採用されてきた。こうした経済危機に、裁量的政策として大規模に補助金を増やしたり、減税したりするのはもっともらしい。

景気対策として消費税率を引き下げた国もある。イギリスは国際金融危機に際して 2008 年 12 月に消費税率を 17.5%から 15%に 13 ヶ月引き下げた。ドイツはコロナ危機で 2020 年 7 月から 12 月まで標準税率を 19%から 16%に引き下げた。アイルランドも 2020 年 9 月から 2021 年 2 月まで標準税率を 23%から 21%に引き下げた。

わが国でも夏の参院選に向けて与野党の政治家が消費税減税を主張している。立憲民主党の野田佳彦代表も消費税減税を容認する立場に転じ、公明党も「減税」を推進する。ただし、日本で現在議論されている消費税率引き下げは裁量的な政策であるため、その期限を設定する必要があるが、これが難しい。トランプ関税は日本経済にもマイナスの影響を与えているが、その影響の程度は不確定である。インフレの先行きも不透明であり、いつ頃インフレ率が落ち着くのかを事前に予測するのは難しい。

政治的なバイアスを考慮すると、ひとたび消費税率を引き下げると、それが恒久化してしまっ、財政状況はますます悪化する。裁量的政策では非常時という口実で歳出増や減税の規模が過大になりやすく、財政状況が悪化する弊害が無視できない。

こうした裁量政策の難点を回避できるのが自動安定化装置である。例えば、失業保険や累進的所得税があると、不況下で失業者が増加したり、所得が減少したりするので、自動的に失業給付が増えたり所得税減税が実施される。消費税にもこうした景気対抗的な効果はある。しかし、消費は所得よりも景気変動に安定的なので、消費税を通じる景気対抗効果は相当小さい。そもそも自動安定化装置の難点は、累進的所得税でも税率を維持したままなので、景気安定化への効果が限定的なことである。

裁量的財政出動と自動安定化装置の中間的な財政政策として参考になるのが、消費税率を景気状況に応じて半ば自動的に調整するという Blanchard (2025) のアイデアである。Blanchard が提案する消費税の引

き下げは「半自動安定化」であり、GDP と消費税率をあらかじめリンクさせて、それにコミットする。これなら、景気回復とともに GDP が増加すると、消費税率が自動的に引き上げられ、財政の極端な悪化は回避できる。彼の試算では、こうした消費税率調整方式をマクロモデルに組み込むと、相当大きな量的安定化効果が期待できるという。しかし、実務的には、GDP の変動に応じて消費税率が常に変動すると、経済活動に余計な混乱を招くだろう。

そこで、以下のような消費税率調整はどうだろうか。

$$\text{消費税率} = \text{調整税率} + \text{基本税率 (10\%)}$$

ただし、調整税率 = マイナス 2% IF 昨年の GDP 成長率がその前年の GDP 成長率を一定程度下回る場合（逆の場合は、調整税率の引き上げ）。

調整税率の決定は政治的配慮とは独立に制度として組み込む。自動的に消費税率を変動させることで、政治的なバイアスから独立して景気対抗策として消費税を使うことができる。例えば、GDP 成長率は翌年の 2 月中旬に報告される。その数字が前年の GDP 成長率よりも一定程度下回っているとき、続く 4 月から 1 年間、消費税率を 2%引き下げる（逆の場合は 2%の引き上げ）。なお、成長率の一定度の乖離幅は、例えば、0.5%程度が想定される。来年になれば、2 月中旬に報告される前年 GDP 成長率の数字をその前年の数字と比較して、4 月から消費税率を変更するかどうか（自動的に）決まる。

同時に、基本税率は景気変動とは独立に、中長期的視点で財政状況や社会保障需要などの予測を踏まえて、財政の持続可能性を維持できる水準に裁量的に見直す。これは数年に一度の政策対応とする。

わが国の財政状況は危機的であるし、少子高齢化の進展や経済成長の鈍化が避けられない将来を見据えると、景気安定化以上に財政健全化の重要性は大きい。基本税率を持続的に引き上げる政治的ハードルは高いが、この点を克服してはじめて、消費税率を景気安定化にも使うことが可能になる。

与野党の政治家が志向する（選挙を意識した）無責任な消費税率引き下げ議論ではなく、基本税率を財政規律確保のために引き上げることを担保した上で、消費税率の一部について、政治家の裁量とは独立に、半自動安定化装置として調整するのは望ましいだろう。

参考文献

“FISCAL POLICY AS A STABILIZATION TOOL. THE
CASE FOR QUASI-AUTOMATIC STABILIZERS, WITH AN
APPLICATION TO THE VAT” 2025, Blanchard, O.J NBER
Working Paper 33698

本資料の内容や見解はすべて執筆者個人に属するものであり、株式会社日本政策投資銀行の見解を反映するものではありません。
また当行は、掲載されている情報の正確性・確実性を保証するものではなく、本資料の利用に関して生じたいかなる損害について責任を負うものではありません。本資料は著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、著作権者の許諾が必要ですので、当行までご連絡下さい。著作権法の定めに従い引用・転載・複製する際には、必ず、『出所：日本政策投資銀行』と明記して下さい。

<お問い合わせ先>

株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所

TEL:03-3244-1808 E-mail : sesomu@dbj.jp